

茨城県報 号 外

昭和44年 6 月30日

月 曜 日

（明治35年 3 月17日）
（第三種郵便物認可）

目 次

告 示

●特定工場等の騒音規制地域及び規制基準（公害課）	ページ 1
●特定建設作業の騒音規制区域（ 〃 ）	3

告 示

茨城県告示第825号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項及び第4条第1項の規定に基づき特定工場等において発生する騒音について規制する地域を次の1のとおり指定し、特定工場等において発生する騒音についての規制基準を次の2のとおり定め、昭和44年7月1日から施行する。

昭和44年 6 月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 特定工場等において発生する騒音について規制する地域

水戸市及び日立市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する住居地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに旧特別都市計画（法昭和21年法律第19号）第3条第1項に規定する緑地地域

2 特定工場等において発生する騒音についての規制基準

区域の区分	時間の区分			夜 間
	昼 間	朝 夕	夜 間	
第 1 種 区 域	50 ホン	45 ホン	40 ホン	
第 2 種 区 域	55	50	45	
第 3 種 区 域	65	60	50	
第 4 種 区 域	70	65	55	

備 考

- 1 昼間とは午前8時から午後6時まで、朝夕とは午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日午前6時までをいう。
- 2 ホンとは、計量法(昭和26年法律第207号)第5条第44号に定める騒音の大きさの計量単位をいう。
- 3 騒音の測定は、日本工業規格C1502に定める指示騒音計、C1503に定める簡易騒音計又は国際電気標準会議のpub179に定める精密騒音計を用いて行なうものとする。この場合において、聴感補正回路は、A特性を用いることとする。
- 4 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 5 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。
 - (1) 第1種区域 都市計画法第8条第1項第2号に規定する住居専用地区
 - (2) 第2種区域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する住居地域(同法第8条第1項第2号に規定する住居専用地区を除く。)及び旧特別都市計画法第3条第1項に規定する緑地地域
 - (3) 第3種区域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域及び準工業地域
 - (4) 第4種区域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域
- 6 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第14条第1項第2号に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における基準値は、当該各欄に定める値から5ホンが減じた値とする。

茨城県告示第826号

騒音規制法(昭和43年法律第98号)第14条第1項の規定により、特定建設作業に伴って発生する騒音を規制する区域を次のとおり指定し、昭和44年7月1日から適用する。

昭和44年6月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する住居地域、商業地域及び準工業地域並びに旧特別都市計画法(昭和21年法律第19号)第3条第1項に規定する緑地地域
 - 2 上記1に該当する区域のほか、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域
 - ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
 - イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
 - ウ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
 - エ 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
 - オ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第14条第1項第2号に規定する特別養護老人ホーム
-

◆ 県政の総覧 ― 県民の六法 ◆

茨 城 県 報

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・観光・土木・衛生・労働・公安・教育・文化・民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例・規則・告示・公告等はいずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、ここではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県印刷所あてお申し込み下さい。購読料は、昭和42年4月1日から送料とも1カ月200円であります。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) 金 2 0 0 円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所